村民の皆様が利用できる主な補助金一覧表

令和8年10月現在、村民の皆様が利用できる主な補助事業は、以下に記載のとおりです。
補助を受ける際の条件がそれぞれ異なりますので、補助金を検討される方は事前に、受付相談窓口までご確認をお願いいたします。

①地域づくり、コミュニティ関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
ふるさとづくり助成事業補助金 （コミュニティ施設整備事業）	各行政区内の集会所等を多目的に利用するための施設整備に要する事業に対しての補助。	行政区または組及び農事組合等	①新築・増築・維持補修：工事費上限1,500万円×補助率3/4以内 ②備品類：購入費上限150万円×2/3以内 ③除却：工事費上限100万円×3/4以内 ※1集会所当たりの上限額及び補助の特例がありますので、詳しくは担当係までお問い合わせください。	企画財政課 企画係 0243-24-8136
ふるさとづくり助成事業補助金 （ふるさとの伝統行事継承事業）	地域の伝統行事（歳の神）を実施する団体に対しての補助。	行政区及び組等において、歳の神行事を実施する団体	1万円（定額交付金）	企画財政課 企画係 0243-24-8136
ふるさとづくり助成事業補助金 （地域活性化助成事業）	ふるさと大玉村の活性化に効果があると認められ、かつ、国・県・村の規定施策の中で措置することが困難な事業を対象に一部を補助する。	大玉村に居住又は勤務する者、概ね5人以上で組織し、大玉村で活動を行い、営利を目的としない団体	・補助対象事業費10万円下限 ・補助率1/3、ただし特に認める場合は1/2 ・補助金上限額100万円	企画財政課 企画係 0243-24-8136
地域づくり活動サポート事業助成金 **※令和9年度補助内容見直し**	行政区や地域づくり団体等が地域住民による地域課題の解決や特色を活かした魅力ある地域づくり事業を実施する場合に、事業費の一部を助成する。	行政区または地域づくり団体	・行政区　補助率10/10、上限10万円以内 ・行政区以外　補助率1/2、上限10万円以内	企画財政課 企画係 0243-24-8136
交通安全及び防犯団体助成事業	交通安全及び防犯対策の推進を図るため、地域に密着し、積極的かつ継続的に展開する団体等に対し補助金を交付する。	交通安全及び防犯活動団体等	①交通安全及び防犯の用に供する資機材の購入費に対し2/3以内 ②交通安全及び防犯の用に供する啓発物品の購入費に対し3/4以内 ③防犯灯の設置に要する経費に対し1/3以内 ④防犯灯の維持管理に要する経費に対し1/2以内	住民生活課 防災係 0243-24-8091
自主防災組織活動支援事業	災害による被害の防止並びに軽減を図るため、自主防災組織の設立及び活動を支援する。	自主防災組織設立届を村長に届け出た自主防災組織又は準備団体	①防災用資機材整備事業：補助率10/10（組織割1年度50,000円、世帯割1世帯1,000円、上限150,000円） ②自主防災組織活動（防災訓練等）事業：補助率10/10（組織割1年度30,000円、世帯割1世帯500円、上限80,000円） ③自主防災組織活動（防災研修等）事業：補助率10/10（1年度上限20,000円） ④自主防災組織設立活動事業：補助率10/10（1年度上限20,000円）	住民生活課 防災係 0243-24-8091

②移住・定住、住宅関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
住宅取得支援事業補助金	県外又は県内から移住する若者世帯や子育て世帯、新たに多世代で同居・近居する方、その他村民の方が、村内に住宅を取得し定住する場合に住宅取得費の一部を補助する。	次のいずれかに該当する方を対象。 ①県外からの移住で、若者世帯（世帯主又は配偶者が40歳未満）または中学生以下の子どもがいる世帯（転入後最長6年以内に住宅取得する場合も含む） ②村外からの移住で、若者世帯（世帯主又は配偶者が40歳未満）または中学生以下の子どもがいる世帯（転入後最長6年以内に住宅取得する場合、妊娠中も含む） ③新たに多世代（親・子・孫の三世代以上）で同居・近居する方 ④本村の住民基本台帳に1年以上登録がある方	①県外からの移住：新築60万円、中古20万円、中学生以下の子どもがいる場合30万円加算、村内業者で建築した場合30万円加算（最大120万円、県からの補助を含み予算の範囲内で交付） ②村外からの移住：新築30万円、中古10万円、中学生以下の子どもがいる場合10万円加算、村内業者で建築した場合10万円加算（最大50万円） ③多世代同居・近居：新築30万円、中古・増改築10万円、中学生以下の子どもがいる場合10万円加算、村内業者で建築した場合10万円加算（最大50万円） ④上記以外の村民の方（1年以上住民登録があること）：新築10万円、村内業者で建築した場合10万円加算（最大20万円） ※同一世帯で複数の要件に該当する場合でも併用は不可（①から④の順に補助金額が高いもの1つのみ適用）	企画財政課 企画係 0243-24-8136

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
移住支援金	東京23区に10年間のうち、通算5年以上在住の方または、東京圏在住で23区に連続して1年以上通勤の方が本村に移住をし、県の就業マッチングサイト対象企業に就職・起業された方等に対して支援金を交付する。	次のいずれにも該当する方を対象。 ・東京23区に10年間のうち、通算5年以上在住の方または、東京圏在住で23区に連続して1年以上通勤の方で、本村に移住する方。 ・福島県企業情報ポータルサイト「感動！ふくしま」プロジェクトの支援金対象企業に就職または、県の起業支援金を受けている方等。	・単身世帯：60万円 ・2人以上世帯：100万円 ・18歳未満の子育て加算1人あたり100万円	企画財政課 企画係 0243-24-8136
地方就職支援金	東京圏の大学を卒業した学生が大玉村に移住し、県内企業に就職する場合、採用選考に要する交通費及び移住に要する移転費の一部を補助する。	次のいずれにも該当する方を対象。 ・東京都内に本部がある大学で東京圏のキャンパスに在学し、当該大学を卒業して1年以内であること。 ・大玉村に移住したこと。 ・福島県内に所在する企業に就職したこと。 ・週20時間以上の無期雇用契約であること。 ・勤務地限定型社員（転勤等で勤務地の変更がない）としての採用であること。 ※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	・交通費：8,000円 ・移転費：上限66,000円（最低限の実費であることが確認できる場合は実費の金額）	企画財政課 企画係 0243-24-8136
防犯カメラ等設置補助金	自主的な防犯活動の支援及び安心・安全の村づくりを実現するため、防犯カメラ等を設置する村民に対して補助金を交付する。	・本村の住民基本台帳に登録があり、防犯カメラ等を自らが村内において使用し、これを適切に維持管理できる方。 ・村税等の滞納がない方。**※アパートや貸家を除く**	補助対象経費（消費税等を除く）の1/2以内で、上限50,000円。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。	住民生活課 防災係 0243-24-8091
木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を希望する場合に建築士等を派遣して耐震診断を実施する。	昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て木造住宅にお住まいの方で、耐震診断を希望する方。	自己負担額6,250円～7,300円、残りは全額補助	建設課 管理係 0243-24-8112
木造住宅耐震改修支援事業	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震改修を実施する場合に補助金を交付する。	昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て木造住宅にお住まいの方で、耐震改修を実施する方。また、事前に上記の耐震診断を実施していること。	一般改修・現地建替：対象工事費の1/2、上限115万円 簡易改修、部分改修：対象工事費の1/2、上限69万円	建設課 管理係 0243-24-8112
ブロック塀等撤去改善支援事業	地震等による自然災害から村民の生命、身体及び財産を保護するため、道路等に面するブロック塀等の撤去及び改善に要する経費に対し、補助金を交付する。	村内の道路等に面する高さ1m以上のブロック塀等の所有者で、村税等の滞納がない方。	補助対象事業費の1/2、上限15万円（撤去10万円、改善5万円）	建設課 管理係 0243-24-8112
空家除却支援事業	良好な景観の保全及び居住環境の整備改善を図るため、村内において不良度の高い空家を除却する者に対し、補助金を交付する。	補助対象空家所有者又はその相続人で、村税等の滞納がない方。	補助対象事業費の1/2、上限50万円	建設課 管理係 0243-24-8112

③環境衛生関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金	自然との共生や環境負荷の軽減を図るため、住宅用再生可能エネルギー設備を新規設置する方に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、交付対象設備（新品）を村内の住宅に設置し、その住宅に自ら居住する方で、村税等の滞納がない方。 ※設置前の申請手続きを行うこと。	①太陽光発電システム：1kw40,000円、上限200,000円 ②薪ストーブ、木質ペレットストーブ：設置費の1/5、上限50,000円 ③定置用リチウムイオン蓄電池システム(非Fit、卒Fit)：1kwh40,000円、上限200,000円	住民生活課 環境係 0243-24-8146
いぐね景観再生のための苗木等配付事業	農村風景において特色あるいぐねの景観を保全するため、希望者に対し苗木等を配付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、伐採後のいぐねを再生したい方及び新たにいぐねを整備したい方で、次の要件を満たす方。 ①植林の場所の所有者であること。 ②植林の場所が農地でないこと。 ③植林の場所が住居に隣接していること。	スギ、ヒノキ（少花粉又は無花粉のもの）及び肥料の現物配付	住民生活課 環境係 0243-24-8146
生ごみ処理機等購入費補助金	排出される生ごみの減量化と有機資源の循環を実行するため、生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①本村の住民基本台帳に登録がある方。 ②処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できること。 ③処理された生ごみを自ら使用すること。 ④村税等の滞納がないこと。 ⑤前回の購入から5年以上が経過していること。	①電動式生ごみ処理機（1世帯1基）：購入価格(税抜)の2/3以内、上限40,000円 ②生ごみ容器（1世帯2基）：購入価格(税抜)の2/3以内、上限10,000円 ※送料や保証料も補助対象外です。	住民生活課 環境係 0243-24-8146

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①都市計画区域内であること。 ②居住する住宅に設置するもの。 ③処理対象人員が10人以下であること。 ④農業集落排水施設区域外であること。 ⑤再度の合併処理浄化槽設置でないこと。 ⑥適正な維持管理を行い法定検査を受けていること(単独処理浄化槽からの入替時)。	①新築:5人槽166,000円、7人槽207,000円、10人槽274,000円 ②入替え:5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 ③汲取り便槽撤去:対象経費の1/2以内、上限120,000円 ④単独槽撤去:対象経費の1/2以内、上限150,000円 ⑤宅内配管工事補助:入替えの際の宅内配管工事で、対象経費の1/2以内、上限300,000円	住民生活課 環境係 0243-24-8146
生活用水確保事業補助金	給水区域以外の区域において、生活用水の安定的な確保を図るため必要な飲用井戸等の給水施設の整備に要する経費の一部を補助する。	補助対象区域内において、自らが居住し、又は居住するためにボーリングによるさく井工事及び給水管引込み工事を行う方。	補助対象経費の1/2以内、上限50万円	上下水道課 工務係 0243-48-3135

④社会福祉、高齢者福祉、児童福祉関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者による交通事故の抑止を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者を支援する。	・本村の住民基本台帳に登録のある65歳以上の方。 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方。	デマンドタクシーの利用券(1年につき50枚、3年目まで交付) 大玉村共通商品券10,000円分(初年度のみ)	住民生活課 防災係 0243-24-8091
はぴ福なび会員登録助成金	ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の入会登録料の一部を補助する。	本村の住民基本台帳に登録がある20歳以上の独身者。	入会登録料の半額、上限5,000円	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
高齢者健康管理事業	高齢者に保養の機会を提供し、健康の増進と高齢者相互の親睦を図り生きることに希望と喜びを持っていただくことを目的とする。	60歳以上(当該年度中に60歳になる方を含む。)の本村の住民基本台帳に登録がある方。	○宿泊施設 3人以上、2泊3日以上の利用(大玉カントリークラブは1泊2日以上)で、施設との契約金額1泊9,000円のうち3,000円を村で負担。 ○日帰り施設 3人以上で、各契約施設の飲食プランを利用した場合、1人1日当たり1,000円を村で負担。(アットホームおおたまは、個室休憩及び会議室利用で、1人当たりの利用料金が500円を超えた場合に、500円を村で負担。)	住民生活課 住民国保係 0243-24-8090
すこやか祝金	次代を担う子どもの出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育て支援を行う。	本村の住民基本台帳に登録がある親で、次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①出生児が、同一世帯の第3子以降の新生児であること ②出産前引き続き3か月以上本村に住所を有していること ③2人以上の子供(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう)を現に扶養していること	出生児1人につき30万円	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
子育て祝金	次代を担う子どもの出生率の向上を図るとともに、出生児の健全で健やかな成長並びに家族への元気、活気あふれる子育て支援を行う。	本村の住民基本台帳に登録がある親で、次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①同一世帯の子が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること ②3か月以上本村に住所を有していること ③①に掲げる子を5人以上現に扶養していること	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき年額1万円	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
在宅子育て応援奨励金	児童の健全育成及び福祉の向上を図るため、在宅で育児を行う保護者に対して補助金を支給する。	生後6か月から1歳までの間、保育所等を利用せず在宅で子育てしている保護者で、村税等を滞納していない方。	月額1万円(最大6万円)	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
保育所保育料無償化	子育て世帯へ経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、保育所等利用に係る保育料を第1子目から無償化する。	大玉村内に住所を有している児童及び保護者	保育所等利用に係る保育料を無償化する。	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
住宅改修サービス事業補助金	高齢者等の自立した在宅生活の継続を図るため、住宅改修を実施する方に補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある60歳以上の高齢者(介護保険対象者を除く)及び身体障害者(児)で、村民税が非課税で、村税等の滞納がない方。 (生計中心者の所得制限あり)	補助額:課税世帯→改修費の1/4以内、5万円を限度、非課税世帯→改修費の1/2以内、10万円を限度 対象工事:手すりの設置、段差の解消、床材の変更、引き戸への変更、洋式便座への変更等 1棟につき1回とする。	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児が装用する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を補助する。	次の要件を満たす児童の保護者。 ①助成申請の時点において18歳未満であること。 ②両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、30デシベル未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象とする。 ③補聴器の装用により言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断したものであること。	補聴器本体購入に係る費用と村の基準額（15万円）を比較していずれか少ない方の額の2/3 補聴器の修繕に係る費用と国が定める基準額を比較していずれか少ない方の額の2/3	福祉課 社会福祉係 0243-24-8115
高齢者補聴器購入費補助金	聴力低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、日常生活の便宜を図るとともに、積極的な社会参加を促すことを目的とするため、高齢者の補聴器購入に対し補助金を交付する。	次のいずれにも該当する方。 ①本村の住民基本台帳に引き続き1年以上登録がある満65歳以上の方。 ②聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方。 ③両耳の聴力レベル55デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない方。	補助対象：管理医療機器である補聴器本体1台のみ 補助金額：本体購入額の1/2とし、5万円を上限とする。ただし、1人について1回限り。	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116
高齢者エアコン購入事業補助金	熱中症を予防するために、65歳以上の高齢者世帯を対象に、住宅にエアコン未設置の場合に購入費用の一部に補助金を交付する。	次のいずれにも該当する世帯。 ①65歳以上の一人暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯。 ②住宅にエアコンが1台も設置されていない又は故障により使用できるエアコンがない世帯。 ③世帯全員が、本事業の補助を受けていないこと。	エアコン購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の1/2とし、5万円を上限とする。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116
介護職員初任者研修及び実務者研修支援助成金	介護事業所において介護業務に従事する職員の確保と定着を図るため、初任者研修及び実務者研修を終了した者に研修経費の一部を助成する。	次のいずれにも該当する方。 ①過去1年以内に初任者研修又は実務者研修を終了している方。 ②初任者研修又は実務者研修を終了してから3か月以上村内介護事業所と雇用契約を締結している方。 ③助成金の交付対象経費について、この要綱に基づく助成金以外の助成を受けていないこと。 ※介護事業所の規定あり。	初任者研修又は実務者研修に要する経費（入会金、交通費、保険料、分割払いにおける手数料、終了評価不合格者の追試等に係る追加費用及び還付金を除く。）と下記助成限度額と比較していずれか低い額。 助成限度額　初任者研修　80,000円 実務者研修　250,000円	福祉課 高齢福祉係 0243-24-8116

⑤母子保健、健康づくり関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
人間ドック費用助成事業 **※令和8年度の受付は11月30日までです。**	健康の維持、増進を図るため生活習慣病の予防、早期発見、早期治療という観点から総合的健康診査として人間ドックを実施する。 ・指定医療機関　6か所、事前申込み要	・当該年度中に満35歳、満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳、満70歳、満75歳、満80歳になる方で、人間ドック受診を希望する方。	受診に要する費用の4割助成。	保健課 保健係 0243-24-8114
脳検診費用助成事業 **※令和8年度の受付は11月30日までです。**	無症候あるいは未発症の脳および脳血管疾患を発見し、それらの発症あるいは進行を防止することを目的として実施する。 ・指定医療機関　3か所、事前申込み要	・当該年度中に満35歳、満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳、満70歳、満75歳、満80歳になる方で、脳検診を希望する方。	受診に要する費用の7割助成。（上限7,700円）	保健課 保健係 0243-24-8114
PETがん検診費用助成事業 **※令和8年度の受付は11月30日までです。**	がんの早期発見のためPET装置及びCT装置等を利用した検査を受診する方の経済的負担の軽減を図るため、検査に要した費用の一部を助成し、がんの発症及び重症化を防止することにより、村民の健康増進を図ることを目的とする。 ・指定医療機関　1か所、事前申込み要	・当該年度中に満36歳、満41歳、満46歳、満51歳、満56歳、満61歳、満66歳、満71歳、満76歳、満81歳になる方で、PET受診を希望する方。	予算の範囲内。 ※令和8年度　充実コース38,500円助成（自己負担40,000円）、基本コース25,000円助成（自己負担30,000円）。	保健課 保健係 0243-24-8114
歯科検診費用助成事業	働き盛り世代を対象に歯科検診を実施し、歯科疾患の予防及び早期発見・早期治療の勧奨を行うことにより、健康長寿の要である口腔機能の低下を予防することを目的とする。 ・指定歯科医療機関　11か所、対象者へ個別通知	当該年度中に満20歳、満30歳、満40歳、満50歳、満60歳、満70歳になる方で、歯科検診を希望する方。	検診に要する費用は全額助成。 （治療が必要となった場合の医療費等は自己負担）	保健課 保健係 0243-24-8114
妊婦のための支援給付事業	妊婦支援給付金の支給と妊婦等包括相談支援事業による妊娠中の身体的、精神的、及び経済的な負担軽減のための総合的支援。	妊産婦（妊婦給付認定者）で、給付金の申請日において村に住所を有する方。	給付金1回目（妊婦1人につき）50,000円 給付金2回目（胎児の数1人につき）50,000円	保健課 保健係 0243-24-8114

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
妊産婦健康診査等交通費助成事業	妊産婦が産科医療機関において、妊産婦健康診査や出産のための入院又は出産後退院する場合の交通費を一部助成することにより、安心して出産できる環境を整え、子育て支援の充実を図ることを目的とする。	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、村内に住所を有する方。	ガソリン給油券又はタクシー利用券、10,000円分	保健課 保健係 0243-24-8114
健康ポイント事業	健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に向け、村民一人ひとりの生活習慣改善等を図ることを目的に、楽しみながら気軽に健康づくりに取り組むきっかけとして、「健康ポイント該当事業」に参加しポイントをためると、村商品券などと交換できるインセンティブ事業。	村内に居住又は勤務する18歳以上の方。	「健康ポイント該当事業」参加で集めたポイント20枚（1,000ポイント）で、1,000円相当分の①、②のいずれかと交換できる。 ①大玉村共通商品券1枚 ②満点さくらカード2枚	保健課 健康長寿推進係 0243-48-3130
塩分測定器購入助成事業	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指して、塩分測定器の購入費用の一部を助成し購入を促進することで、減塩に対する意識向上と減塩事業の推進を図ることを目的とする。 ・塩分測定器販売事業者　1か所（指定）	18歳以上の村内に住所を有する方。	塩分測定器1台につき、1,500円の助成。ただし、1,500円に達しない場合は、その額を助成。	保健課 健康長寿推進係 0243-48-3130

⑥農業、有害鳥獣関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
農耕用運転免許取得推進事業補助金	農作業に使用する農耕用車両を公道で走行するのに必要な免許の取得費用に対し、補助金を交付する。	次のいずれかに該当する方 ①農耕用車両を所有する方 ②農耕用車両を取得する予定の方 ③上記に該当する方の家族 ④業務で農耕用車両を運転する方	免許を取得するために要した費用の1/5以内 上限20,000円	産業課 農政係 0243-24-8107
農業機械等共同利用整備事業補助金 **※令和8年度以降補助率の特例あり**	農業の効率的かつ安定的な発展及び自立した農業経営を目指す意欲的な農家に対し、施設及び機械等の整備に要する経費について補助金を交付する。	①農業生産団体（農業者2名以上の農業生産団体） ②認定農業者及び地域計画に位置付けられる担い手のみの農業生産団体（認定農業者及び地域計画に位置付けられる担い手2名以上の農業生産団体） ③集落営農組織 **※詳細はお問い合わせください。**	農業用施設及び農業用機械（補助対象についてはお問合せください）の購入費×10%以内（認定農業者及び地域計画に位置付けられる担い手のみの農業生産団体、おおたまのおいしい米出荷奨励事業の事業者登録をした農業者等が申請する色彩選別機本体の場合は15%以内） ※上限あり **※R8、R9に限っては、補助率10%上乗せ**	産業課 農政係 0243-24-8107
ビニールハウス設置事業補助金	冬期間及び端境期の陳列野菜不足を解消するため、ビニールハウス建設に対し、補助金を交付する。（1人につき1棟）	本村の住民基本台帳に登録がある、あだたらの里直売所に出荷する農業者。	総事業費の1/2以内（他の補助金等の充当財源がある場合については、差し引いた残りの金額の1/2以内）で、資材費の補助額の上限は40万円、設置費の補助額の上限は10万円。	産業課 農政係 0243-24-8107
施設園芸等施設整備事業補助金	稲作中心の経営体系からパイプハウス等を利用した園芸、花き等の栽培をするため、新設するパイプハウス及びこれに準じる被覆施設、設置費用に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある農業者及び農業生産団体。	総事業費の1/3以内で補助額の上限は400万円。	産業課 農政係 0243-24-8107
鳥獣被害防止柵導入事業補助金	鳥獣被害対策として防止柵を設置する経費の一部について、補助金を交付する。	村内に土地を所有する方とし、村内在住者自らが所有又は耕作する農地については村外に所在する農地も含むものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。 ①村税等を滞納している方、又は申告を行っていない方 ②村長が、村税等の納付状況を調査することに同意しない方 ③偽りの申請その他不正行為により補助金の交付を受けようとする方	単独設置 農地以外→事業費×1/2以内、上限5万円 農地→事業費×1/2以内、上限10万円 共同設置（2名以上） 農地→事業費×1/2以内、上限なし	産業課 農政係 0243-24-8107
有害鳥獣対策支援補助金	狩猟免許試験（第一種銃猟免許又はわな猟免許に限る）の受験及び更新、猟銃等所持許可に係る経費（ただし、狩猟者登録をする方（予定を含む））に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、居住している方。	受験及び更新に要した経費の全額 （ただし、合格に伴う経費のみを対象とする）	産業課 農政係 0243-24-8107
有害鳥獣対策狩猟用機械器具購入補助金	有害鳥獣駆除に必要な猟銃及び狩猟用罠の購入に対し、補助金を交付する。	狩猟免状等（ただし、猟銃を所持している方は、猟銃の所持許可証を有している方）を有する方であり、かつ、狩猟を行うために必要な保険等に加入している方。	猟銃の購入に要した費用の1/3（ただし、補助額は10万円を上限とする） 狩猟用罠の購入に要した費用の全額（ただし、補助額は5万円を上限とする）	産業課 農政係 0243-24-8107
農地等小規模災害復旧事業補助金	村内の農地等に対して、農地・農業用施設等災害復旧事業の採択要件に該当する災害が発生した場合の災害復旧を図るため、補助金を交付する。	農地・農業用施設等災害復旧事業の採択要件に該当する災害が発生した場合の災害復旧工事をする方。	補助対象事業費の1/3以内（復旧に要する経費のみ） ※工事費が10万円以上であること。	建設課 建設係 0243-24-8113

⑦教育関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
大玉村文化及びスポーツ大会等出場選手激励金	村民の文化の向上及び体育スポーツの普及奨励と技術の向上を図るため、国際大会並びに全国的な規模で行われる各種文化行事及び体育・スポーツ大会に参加出場する選手等に激励金を交付する。激励金を交付する大会等は、次のとおりとする。 (1) 国際大会規模 (2) 全国大会規模 (3) 東北大会規模	村内に住所を有している者 (2) 村内の学校に在籍している者 (3) その他特に教育長が認めた者	激励金の交付額は、次のとおりとする。 (1) 国際大会規模出場者1人につき20,000円 (2) 全国大会規模出場者1人につき10,000円 (3) 東北大会規模出場者1人につき10,000円 大玉村文化・スポーツ大会等激励金交付申請書(別記様式)に、要綱第2条の大会等に出場することを証する書面を添えて申請する。	教育総務課 学校教育係 0243-48-3138
大玉村中学校新入生等制服購入費補助金	大玉村立中学校等への就学等に伴う制服の購入に際し、保護者の経済的負担を軽減するため、大玉村中学校新入生等制服購入費補助金を交付する。 補助対象生徒の保護者へ交付する。	(1) 制服指定校　制服の指定がある学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。 (2) 転入学者等　学校教育法第18条に規定する学齢生徒が、別の中学校等から制服指定校に転校して就学する者をいう。 (3) 編入学者　日本国外から帰国した学齢生徒に相当する者が、制服指定校に就学する者をいう。 (4) 補助対象生徒　制服指定校への就学予定者又は当該学校の第1学年に転入学若しくは編入学する学齢生徒である者をいう。	下記に掲げる経費とする。ただし、購入に係る消費税及び地方消費税は含み、振込手数料、送料等の費用は含まないものとする。 ●制服指定校　経費の種類 大玉中学校　・ブレザー ・ネクタイ又はリボン ・スカート又はスラックス その他の中学校上記に準ずるもの	教育総務課 学校教育係 0243-48-3138
大玉村幼稚園弁当給食事業	園児の適切な栄養摂取、望ましい食習慣の確立及び保護者の負担軽減を目的に行う幼稚園弁当給食及び弁当給食を利用しない自前弁当の保護者に対して行う支援する。大玉村立幼稚園に在籍する園児の保護者へ交付する。	(1) 弁当給食　大玉村が委託する事業者により提供される、園児を対象とした昼食用の弁当をいう。 (2) 自前弁当　弁当給食を利用せず、家庭から持参する弁当をいう。 (3) 弁当給食費　弁当給食1食当たりの費用をいう。 (4) 自前弁当支援金　自前弁当を持参する園児の保護者に対し村が支援する支援金をいう。	●弁当給食 弁当給食費はすべて村が補助することとし、保護者負担額は、無償とする。 ●自前弁当支援金 前弁当支援金の額は、弁当給食費にかかる村の補助金額と同額とする。	教育総務課 学校教育係 0243-48-3138
大玉村文化財補助金	指定文化財の管理、修理、公開、その他のその保存に関する事業、また、指定文化財の保存施設に関する事業の一部を補助する。	指定文化財所有者または保存団体	1 建造物保存修理 2 美術工芸品保存修理 3 記念物保存修理 4 天然記念物保護増殖 5 無形民俗文化財保存 6 美術工芸品保存施設 7 記念物保存施設 上記区分の1～5の補助額は、4分の3以内 上記区分の6～7の補助額は、2分の1以内 限度額3,000千円	生涯学習課 文化振興係 0243-48-3139

※補助を受ける方は、原則大玉村に住所登録がある方です。また、村税等の滞納がある方はご利用できません。
※補助金額は、条件によって異なる場合があります。また、上限を設けている場合もありますのでご注意ください。
※申請条件を受付相談窓口にご確認の上、申請をお願いいたします。